

公 告

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の事業計画の認可の告示（平成19年1月16日京都府告示第26号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

平成19年1月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

広路4号 油小路通

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局街路部広域幹線道路課

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

京都市伏見区竹田西内畑町、竹田浄菩提院町、中島北ノ口町、竹田鳥羽殿町、竹田藁屋町、竹田松林町、下鳥羽東芹川町、毛利町、北寝小屋町、南寝小屋町、下鳥羽浄春ヶ前町及び下鳥羽但馬町地内

(2) 使用の部分

なし

(建設局街路部広域幹線道路課)